

### 健康度測定の内容の変更及びトレーニングルームの使用料の減免基準の見直し

青森市健康増進センター（元気プラザ）及び西部市民センターのトレーニングルーム等を使用する総合指導コース（健康度測定）の利用体系

	改正前	改正後	
	総合指導コース (健康度測定を必須)	総合指導コース (継続利用者について健康度測定を選択制)	
	<健康度測定内容>	<健康度測定を受ける場合>	<健康度測定を受けない場合>
	①医学的検査（1年以内の健康診断結果の提出） ②運動負荷試験（必要な方） ③体力測定の実施	①不要 ②不要 ③体力測定の実施	※2年目以降のみ選択可能とする
70歳以上の方	健康度測定 (青森市健康増進センター) (2,000円) ↓ 運動実践指導 ↓ トレーニングルーム等の使用 <u>(無料)</u>	健康度測定 (青森市健康増進センター) <u>(2,040円)</u> ↓ 運動実践指導 ↓ トレーニングルーム等の使用 <u>(20回まで無料、以降、1回110円)</u>	↓ トレーニングルーム等の使用 <u>(1回110円)</u>
70歳未満の方	健康度測定 (青森市健康増進センター) (2,000円) ↓ 運動実践指導 ↓ トレーニングルーム等の使用 (1回200円)	健康度測定 (青森市健康増進センター) (2,040円) ↓ 運動実践指導 ↓ トレーニングルーム等の使用 <u>(1回210円)</u>	トレーニングルーム等の使用 <u>(1回210円)</u>

○トレーニングルームを使用しない「のびのびコース」（フィットネスルーム、ジョギングコース又はウォーキングコースのみの使用）については改正なし（70歳以上：無料、70歳未満：200円→210円）

○改正後の金額は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定を反映した額